

令和4年度

受動喫煙防止対策アンケート調査

結果報告書

令和4年(2022年)7月

旭川市保健所健康推進課

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査項目	2
3	調査方法・対象等	2
4	調査期間	3
5	回収結果	3
6	参照した他の調査結果	3
7	留意事項	4
II	調査結果	5
II-1	禁煙・分煙に関するフォローアップ調査	5
1	回答状況	5
2	改正健康増進法の認知度	5
3	受動喫煙防止対策	6
II-2	受動喫煙防止対策アンケート調査	7
1	回答状況	7
2	改正健康増進法の認知度	7
3	受動喫煙防止対策	8

I 調査の概要

1 調査の目的

「第2次健康日本21旭川計画」における「たばこ」分野については、令和2年4月に改正健康増進法が全面施行となり、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所以外の喫煙が禁止となるなど、受動喫煙防止対策が一層推進されてきたところである。

本調査は、当該計画の中間評価時（平成28年度）に実施した「禁煙・分煙アンケート」又は「おいしい空気の施設 登録情報」において、全面禁煙となっていなかった施設を対象に、現在の受動喫煙防止対策の取組状況についてフォローアップ調査を行うとともに、食品関係営業許可施設のうち、令和3年度に新規又は更新の届出を行った第2種施設（飲食店、食堂、旅館等）を対象に、現在の受動喫煙防止対策の取組状況について受動喫煙防止対策アンケートを実施することで、改正健康増進法の認知度及び受動喫煙防止対策の取組状況を把握し、第2次健康日本21旭川計画総合評価を行うための基礎資料とすることを目的とする。

➤ 健康増進法の改正

平成30年7月	「健康増進法の一部を改正する法律」公布	
平成31年1月	一部施行	国及び地方公共団体の責務等（喫煙する際の周囲への配慮義務）
令和元年7月	一部施行	学校、病院、児童福祉施設など、行政機関「敷地内禁煙」
令和2年4月	全面施行	飲食店、事務所、工場など多数の人が利用する施設は原則「屋内禁煙」

➤ 改正健康増進法の区分と規定

区分		改正健康増進法
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等	
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	原則屋内禁煙
	飲食店の対応（経過措置）	既存の小規模飲食店（客席面積100㎡以下等）は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要

2 調査項目

- (1) 健康増進法の認知度
- (2) 受動喫煙防止対策の実施状況

3 調査方法・対象等

(1) 調査方法

アンケート調査票を郵送し、FAX 又は電子回答（LoGo フォーム）で回収する。

(2) 調査対象

① 禁煙・分煙に関するフォローアップ調査

平成28年度に実施した禁煙・分煙に関するアンケート調査において回答があった施設のうち、多数の者が利用する第2種施設（飲食店、体育娯楽施設、宿泊施設等）491施設の中で、敷地内禁煙又は建物内禁煙を行っていなかった施設241施設のうち、廃止、移転等を除く213施設

対象施設区分	対象施設数
飲食店	23
福祉施設	51
体育娯楽施設	11
社会文化施設	1
小売りサービス業	37
公共交通機関	1
宿泊施設	10
金融機関	70
公衆浴場	9
計	213

② 受動喫煙防止対策アンケート調査

食品関係営業許可施設のうち、令和3年度に新規又は更新の届出を行った第2種施設（飲食店、食堂、寿司屋、旅館（第1種施設内において営業している施設は除外））556施設

施設区分	対象施設数
飲食店	270
寿司屋	13
食堂	262
旅館	11
計	556

4 調査期間

令和4年6月1日（水）～令和4年6月20日（月）
（令和4年5月30日（月）発送）

5 回収結果

	調査合計	フォローアップ調査	受動喫煙防止対策 アンケート調査
発送数 (A)	769票	213票	556票
有効回収数 (B)	284票	137票	147票
回収率 (B÷A)	36.9%	64.3%	26.4%

6 参照した他の調査結果

第2次健康日本21旭川計画中間評価時に実施した平成28年度禁煙・分煙アンケートを基に、フォローアップ調査の対象施設を決定した。

なお、調査項目（設問）については、中間評価時から5年が経過する中で、健康増進法（以下「法」という。）が改正され、より一層の対策が講じられてきたところであり、法改正前の平成28年度調査の設問項目は、現行の法規定とは一致していない。

【平成28年度禁煙・分煙アンケート】

調査期間	平成28年12月5日～平成29年1月18日
対象数	1,222施設 （医療機関424, 官公庁139, その他多数の者が利用する施設659）
調査方法	郵送によるアンケート調査
回答数	902施設（回答率73.8%）

【平成28年度調査における設問と現法規定との適合について】

分類	設問項目	改正法	
		第1種施設	第2種施設
禁煙	① 建物の敷地と建物内すべてを全面禁煙としている。	○	○
	② 建物内を全面禁煙としている。	×	○
完全分煙	③ 建物内に完全に仕切られた喫煙室を設置し、喫煙室以外では喫煙できないようにしている。 (喫煙専用室※1の設置)	×	○
禁煙・ 完全分煙 以外	④ 建物内に喫煙室は設置しておらず、喫煙できるスペースを設けている。 (経過措置※2としての喫煙可能室)	×	△
	⑤ 禁煙タイム(又は、喫煙タイム)を設定し、時間で分けている。	×	×
	⑥ 禁煙席・喫煙席を設け、空間で分けている。	×	×
	⑦ 何ら制限はなく、時間、場所ともに自由に喫煙できる。	×	×

○: 設問項目の対策を実施していれば法に適合

△: 設問項目の対策を実施している施設のうち、※2の要件を満たしている場合のみ法に適合

×: 設問項目の対策のみでは法に不適合

※1 喫煙専用室設置に係る設問は、令和4年度の調査から追加

「喫煙専用室」設置の際に必要な事項

- 技術的基準を遵守しているか
 - ・出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
 - ・たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - ・たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること
- 喫煙室の標識及び喫煙室設置施設等の標識を掲示しているか
- 20歳未満の者を立ち入らせていないか
- 喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しているか

※2 飲食店における喫煙の経過措置については、令和4年度の調査から追加

下記3つの条件をいずれも満たしている事業者の該当施設に限り、これを既存特定飲食提供施設として、施設の全部又は一部に喫煙可能室を設置することが可能となっている。

- 条件1:[既存事業者]2020年4月1日時点で、現に存する飲食店であること。
- 条件2:[資本金]中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下であること。
- 条件3:[面積]客席面積100㎡以下であること。

7 留意事項

調査結果の割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならない場合がある。

Ⅱ 調査結果

Ⅱ－1 禁煙・分煙に関するフォローアップ調査

1 回答状況

213施設のうち、137施設から回答があり、回収率は64.3%と半数以上の施設から回答を得た。回答方法としては、FAXが最も多く、その他は郵送による回答。

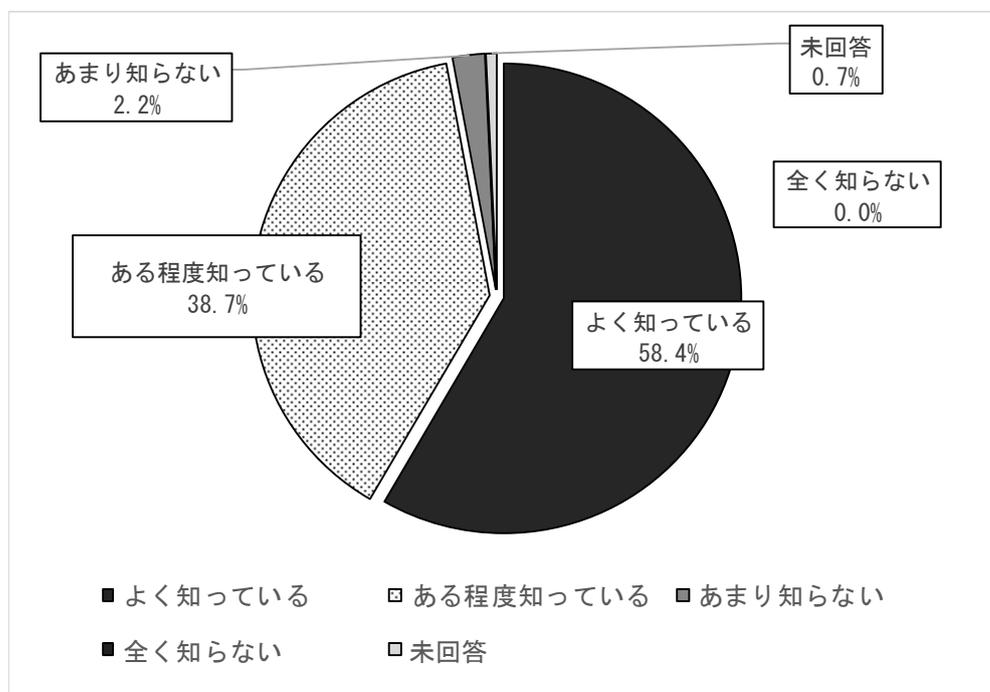
	施設数	割合	内訳		
			施設数	割合	
回答あり	137	64.3%	FAX	99	46.5%
			電子	35	16.4%
			その他	3	1.4%
回答なし	76	35.7%	未回答	64	30.0%
			不着※	12	5.6%
計	213	100%			

※宛先不明で返送されたもの

2 改正健康増進法の認知度

問1 令和2年4月1日に改正健康増進法が全面施行となり、学校や病院などの施設及び行政機関の庁舎以外の施設（事務所や飲食店等）は、原則屋内禁煙（喫煙専用室等でのみ喫煙可）となりました。この改正法の内容を知っていますか。

「よく知っている」が半数を超えており、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると97.1%となり、回答施設のほとんどが認知していた。「全く知らない」と答えた施設はなかった。



3 受動喫煙防止対策

問2 貴施設（店舗）の受動喫煙防止対策について、1つ選択してください。

【留意事項】

- ・調査票回答時点での状況について、回答してください。
- ・テナントとして営業している施設（店舗）については、店舗が入っているビル等を「建物」、店舗を「施設」として、回答してください。

平成28年度調査時点では、全面禁煙となっていなかった施設に対する調査であったが、今回の調査においては、65%の施設が、敷地及び建物内又は施設内全面禁煙となっている。

調査対象である第2種施設は、法の規定では原則屋内禁煙だが、敷地内禁煙まで対策が進んでいる施設も約30%となっている。

一方、4施設（約3%）と少数ではあるが、法の規定に対策が適合していない施設もあった。

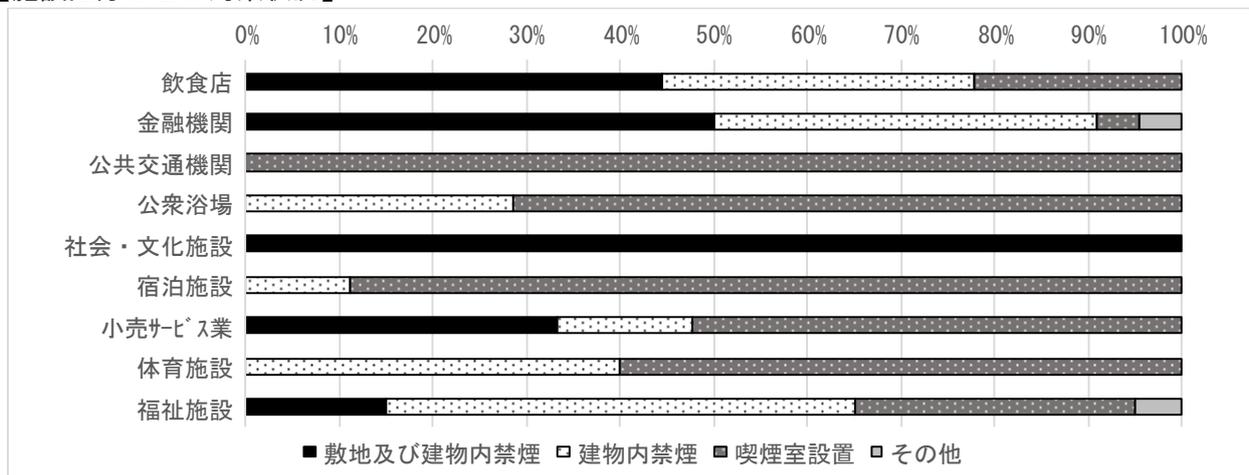
【平成28年度調査との比較】

対策状況	令和4年度		平成28年度	
	施設数	割合	施設数	割合
① 建物の敷地と建物内すべてを全面禁煙としている。	40	29.2%		
② 施設内を全面禁煙としている。	49	35.8%		
③ 施設内又は建物内に完全に仕切られた喫煙専用室を設置し、喫煙室以外では喫煙できないようにしている。	44	32.1%	91	43%
④ ①～③以外	4	2.9%	122	57%
計	137	100%	213	100%

既存特定飲食提供施設（飲食店についての経過措置）への該当

経過措置	施設数
該当	0
非該当	4

【施設区分ごとの対策状況】



Ⅱ－２ 受動喫煙防止対策アンケート調査

1 回答状況

556 施設のうち、147 施設から回答があり、回収率は 26.4%。

回収方法としては、FAX での回答が最も多く、その他は郵送又は持参による回答。

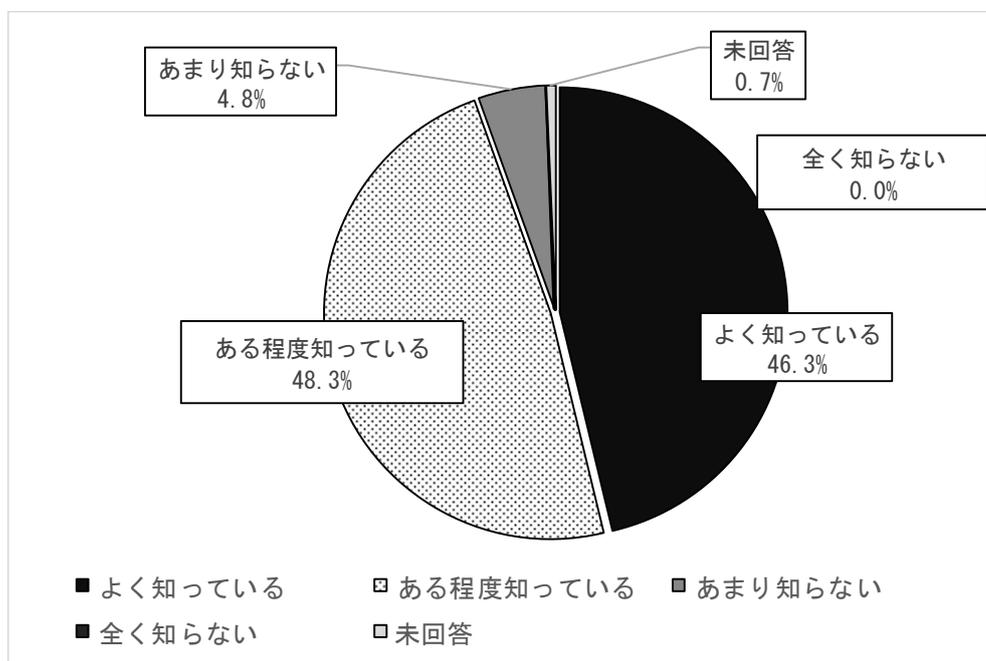
	施設数	割合	内訳	施設数	
				施設数	割合
回答あり	147	26.4%	FAX	94	16.9%
			電子	47	8.5%
			その他	6	1.1%
回答なし	409	73.6%	未回答	398	71.6%
			不着※	11	2.0%
計	556	100.0%			

※宛先不明で返送されたもの

2 改正健康増進法の認知度

問1 令和2年4月1日に改正健康増進法が全面施行となり、学校や病院などの施設及び行政機関の庁舎以外の施設（事務所や飲食店等）は、原則屋内禁煙（喫煙専用室等でのみ喫煙可）となりました。この改正法の内容を知っていますか。

「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると 94.6% となり、概ね認知されていた。「全く知らない」と答えた施設はなかった。



3 受動喫煙防止対策

問2 貴施設（店舗）の受動喫煙防止対策について、1つ選択してください。

【留意事項】

- ・調査票回答時点での状況について、回答してください。
- ・テナントとして営業している施設（店舗）については、店舗が入っているビル等を「建物」、店舗を「施設」として、回答してください。

敷地及び建物内又は建物内全面禁煙となっている施設が、68.7%と半数以上を占めている。

調査対象である第2種施設は、法の規定では原則屋内禁煙だが、敷地内禁煙まで対策が進んでいる施設も23.1%となっている。

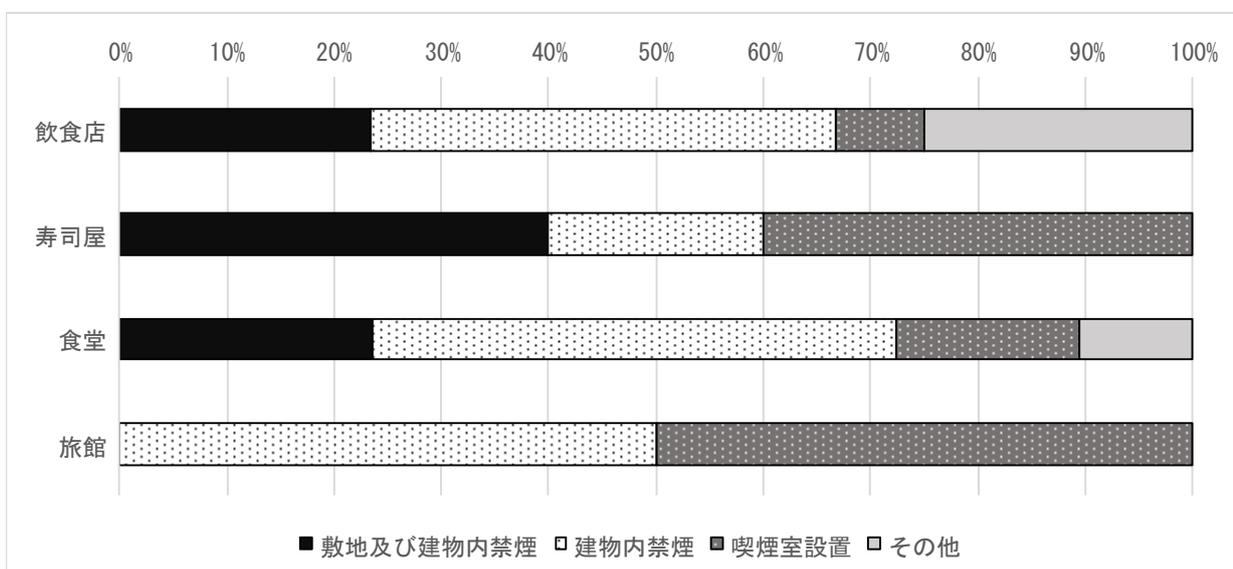
一方、3施設（約2%）と少数ではあるが、法の規定に対策が適合していない施設もあった。

対策状況	施設数	割合
① 建物の敷地と建物内すべてを全面禁煙としている。	34	23.1%
② 施設内を全面禁煙としている。	67	45.6%
③ 施設内又は建物内に完全に仕切られた喫煙専用室を設置し、喫煙室以外では喫煙できないようにしている。	23	15.6%
④ ①～③以外	23	15.6%
計	147	100%

既存特定飲食提供施設（飲食店についての経過措置）への該当

経過措置	施設数
該当	20
非該当	3

【施設区分ごとの対策状況】



令和4年度

受動喫煙防止対策アンケート調査結果報告書

令和4年（2022年）7月

発行 旭川市保健所健康推進課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目

電話 0166-25-6315